

研修会開催中止等判断基準

2020年8月修正 長野県社会福祉士会

1 趣 旨

長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が主催する集合による研修会等において、自然災害等（台風、大雨、大雪、川の氾濫等の悪天候および地震が事由となるものに限る）が発生又は発生する危険性が高まっている場合における、研修会等の中止等の判断基準及び対応方法について定める。

2 基本原則

研修会場の区域において自然災害等により気象庁による下記の防災情報が出た場合

- (1) 特別警報発表もしくは警戒レベル4以上が発令された場合は、発令された時点で即時中止とする。
*即時中止：発令で自動的に中止とする。判断・確認は不要。
- (2) 警戒レベル3の発令の場合は、中止とする。
- (3) 警戒レベル2以下、注意報の場合は、開催する。

3 判断時期

午前開催の場合 前日 正午
午後開催の場合 前日 午後4時30分

4 判断の権限・プロセス

- (1) 現場責任者と担当理事が協議のうえ、当該研修会等を所管する担当理事が判断する。
- (2) 担当理事は、判断後速やかに本会会長と事務局に報告する。
- (3) 事務局は、ホームページもしくは電話・メール等で参加者に速やかに周知する。

5 中止の周知方法

- (1) 開催要領等に、自然災害等の発生時は研修等を中止すること及びその際の周知は本会ホームページ等で行うことを明文化する。
- (2) 事務局は、研修の中止決定後、速やかに本会ホームページに掲載して告知する。参加費有料の研修については、参加者に電話・メール等により連絡する。

6 中止後の対応

- (1) 中止した研修会等については、原則として、代替え措置を講じる。
- (2) 完全に中止の場合の受講料は、返金するものとする。

7 研修会等開催中に自然災害等により突発的な中止事由等が発生した場合の対応

- (1) 研修会場の区域に、特別警報発表・警戒レベル4以上発令の場合、現場責任者は、即時中止し、そこにいる者の身を守るための最善の行動をとる。
- (2) 研修会場の区域に、警戒レベル3発令の場合、現場責任者は、参加者の参集範囲やその地域の状況を勘案し、早期終了・中止の判断をする。
- (3) 研修会場の区域が警戒レベル2以下発令の場合であっても、警戒レベルが上がる見込みがある場合、現場責任者は、早期終了・中止の判断をする。
- (4) 現場責任者は、研修会等の中止等の決定をした場合は、当該研修会等を所管する担当理事に報告し、担当理事は、速やかに本会会長と事務局に報告する。